

## 要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて

## ○「追加字種の選定基準」との関係

- 「玻」の出現頻度：3949位，語例：玻璃。
- 「碍」の出現頻度：3461位，語例：融通無碍（礙），碍子。
- 「鷹」の出現頻度：1509位，語例：鷹揚。

<「障害」と「障碍<sup>がい</sup>」の使用の経緯・意味等>

## ① 江戸末期における「障害」の使用例

- 別紙1 「英和对訳袖珍辞書（文久2(1862)年）」（杉本つとむ編著『江戸時代翻訳日本語辞典』（早稲田大学出版部，昭和56年））

## ② 明治期から大正期にかけての「障害」と「障碍（礙）」の使用例

- 別紙2 『日本国語大辞典 第2版』（小学館，平成12～14年）
- 別紙3 「法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例」
- 別紙4 国立国語研究所編『太陽コーパス』（博文館新社，平成17年）
- 別紙5 「明治の讀賣新聞」（読売新聞東京本社，平成15年）

## ③ 法律における「障害者」の使用例

- 別紙6 「法律における「障害者」等の使用例」

## ④ これまで我が国で使われてきた「障碍（礙）」という語の意味

- 別紙7 各種の辞書における記述（『日本国語大辞典 第2版』、『角川古語大辞典』、『例文 仏教語大辞典』等）

## ⑤ 障がい者制度改革推進本部の設置

- 別紙8 閣議決定「障がい者制度改革推進本部の設置について」（平成21年12月8日）



しょうがい ウシヤ【障害・障碍・障礙】「名」①

(一)する) さまたげをすること。じゃまをすること。また、そのさまたげとなるもの。さわり。しょうげ。\*史記抄(147)「一八・日者列伝」此に何と云障闕があつて思ふ事がよからうとすればわるくはなりなりすると云て人の心を傷しむるぞ」\*蛻巖先生答問書(1751-64)か中「但し己心唯心の宗旨御不案内故、障碍なきやいなや、其程無覚束「思召候」\*会社弁(福地桜痴)叙(1871)〈渡沢栄一〉或は公権を紊り或は法制を戮り、互に相障礙して終に共に樹立する能はず」\*布令字弁(1887-72)〈知足蹄原子〉三「障害 セウガイ ササワリソコ ナフ」\*吾輩は猫である(1905-06)〈夏目漱石〉二「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」\*金貨(1909)〈森鷗外〉「此別当が自分と軍人との間に成り立ってゐる或る關係に障碍を加へるものであるやうに感じた」\*白居易「春日題乾元寺上方最高峰亭詩」但覺虚空無障碍、不知高下幾由旬」②精神や身体の器官がなんらかの原因でその機能を果たさないこと。また、その状態。\*或る「小倉日記」伝(1952)〈松本清張〉二「神経系の障害であることは分つたが、病名は不明だった」③「しようがいぎょうそう(障害競走)」「しようがいぶつきょうそう(障害物競走)」の略。 発音 ショーガイ 繪 ア 〇

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七二年二月一日 日本国語大辞典第一版 第二卷(全二〇卷) 発行  
 一九七九年一月二〇日 同 館本版 第二卷(全二〇卷) 発行  
 二〇〇一年七月二〇日 同 第二版 第七卷第一刷 発行

編集 日本国語大辞典第二版編集委員会

小学館国語辞典編集部

発行所 佐藤憲正

印刷 図書印刷株式会社

発行所 株式会社 小学館

東京都千代田区一ツ橋二丁目三十一

電話 編集(〇三) 三三三〇一五二七〇

制作(〇三) 三三三〇一五三三三

販売(〇三) 三三三〇一五七三三

郵便番号 一〇一八〇〇 振替 〇〇八〇一〇〇〇

## 法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例

(明治～大正期)

## 「障害」

明治 30 年 3 月 30 日 砂防法

第 23 条 「…其ノ土地ニ現存スル障害物ヲ除却スルコトヲ得」

明治 32 年 3 月 29 日 水難救護法

第 29 条 「…航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ為スト…」

明治 42 年 4 月 13 日 耕地整理法

第 7 条 「…障害ノ竹木土石等ヲ移転若ハ除却セシムルコト…」

明治 44 年 3 月 30 日 電気事業法

第 8 条 「…電線路ノ施設及保守ニ障害ヲ及スヘキ竹木其ノ他ノ植物…」

第 15 条 「…電気工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害ヲ…」

大正 5 年 2 月 7 日 電気事業法改正（追加条項部分）

第 14 条ノニ「…電気工作物ノ障害ヨリ生スヘキ…」

## 「障碍（礙）」

明治 23 年 5 月 27 日 水路測量標条例

第 4 条 「測量施行ノ為メ障碍トナル竹木ヲ…」

明治 25 年 6 月 23 日 海上衝突予防法

第 9 条 「…岩礁其ノ他障礙物ニ…」

明治 33 年 3 月 14 日 電信法

第 37 条 「…通信ヲ障碍シタル者…」 「…過失ニ因リ障碍シタル者…」

大正 5 年 3 月 7 日 海底電信線保護万国連合条例罰則

第 1 条 「…通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ…」

大正 8 年 4 月 10 日 史蹟名勝天然記念物保存法

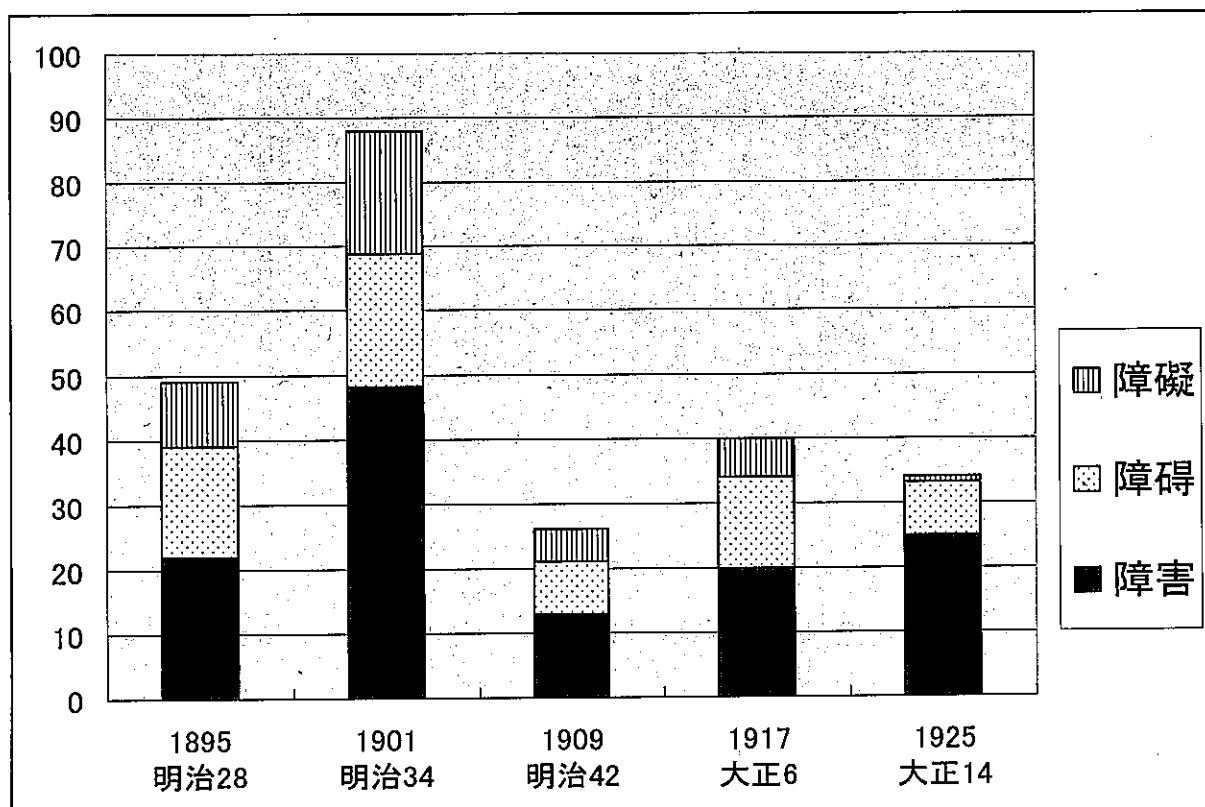
第 2 条 「…土地ノ発掘障碍物ノ撤去ソノ他調査ニ必要ナル行為…」

## 太陽コーパス（雑誌『太陽』日本語データベース）

（国立国語研究所編 CD-ROM 版 博文館新社）

## 「障害」「障碍」「障礙」の出現頻度数

出版年	障害	障碍	障礙	総計
1895(明治28)年	22	17	10	49
1901(明治34)年	48	21	19	88
1909(明治42)年	13	8	5	26
1917(大正6)年	20	14	6	40
1925(大正14)年	25	8	1	34
総計	128	68	41	237



明治9年5月18日 朝刊1面  
障碍木

本年當道之第十五號達ノ書中損木ノ下ニ障碍木ノ三字  
ナリトシテ左ノ但ニ書相加入候條此旨相達シ候事  
但ニ障碍木伐採ノ儀ハ電線障碍ノナクノ外ハ其都  
度可伺出申  
明治九年五月十六日 内務卿大久保利通

明治10年11月10日 朝刊1面  
障碍物飛び越し

張され午前八時に銃へ剣とつひ夫より輕兵式、分列式、  
步兵射的それから戰闘射擊、後撃、防禦、水火、至極盛  
の作りか、地雷火、散兵學徒歩戰法と障碍物飛び越し  
を夕あり夫より下志津へあいでに成ッて火筒ともを

明治12年7月24日 朝刊1面  
障碍

○乙第三拾八號 郡區役所  
岩手縣下各港へ投網ノ商船ニ於テ一時積入ノ土砂ヲ港  
内ニ投棄眞摺シ船中ノ出入ノ障礙生ズルノ憂ハ少カ  
ラザルニ付キ右ハ本年九月一日以後禁止候條入港ノ後

明治17年8月2日 朝刊3面  
障碍

建設の際に其の事に着手せし事今日吾人の全く物  
らざる所あり而して今日に至るまで百餘の障碍に  
以て悉く有終年の久しうに及べり今其の沿革と

明治18年5月27日 朝刊2面  
障碍飛越

○馬術共進會 来る三十一日陸軍士官學校にて午  
前より騎兵科各隊馬術共進會を催される由にて其  
日以障碍飛越、馬術実作業、輕便法等にて雨天され  
次の日曜(延)されま

明治19年5月2日 朝刊2面  
障碍

○建設計五十四年度陸軍計三〇、二二あり砲火の前に於  
て其の建設と成せし事かく又砲火中に於ても砲臺  
し事なし以上三回とも八番樹木等に障害なし(北海  
道廳報告)

明治20年11月15日 朝刊2面  
障碍競走

校の生徒凡そ二百名程の各々思々として競歩の扮装を  
し玉投、競走、砲投、二人三脚、竿弄、障碍競走、茶室競  
走、綱引等の競技ををし後には際一賑と放ちて多く  
の人々之と揃ふるの趣向ありしり同校の思付さ

明治21年11月27日 朝刊2面  
障碍飛越

校附委任官に請と期ひ續て同校學生士官の馬術共  
及び學生下士及び騎馬手の新馬術演習及び騎馬  
障碍飛越等の馬術と天霞午前十一時三十分迄争わ  
せられり當日御座乗の徳大寺侍從長供奉の毛利

明治22年6月15日 朝刊2面  
障碍

度共に其真意を辨る様にし健全無毒の畜種を播下し  
て割合に育つ飼ひ平生の衛生さへ行届けは割合一時  
多少の障害と被むるとも決して大なる異作と來せ  
のにあらざるを知るを得たり若し畜産の不足と成  
さば昨年來西ヶ原の養業試験場にて試用せらる

障碍物

ある羽村へ照會の電報と發せられらるる右の頃日の  
強雨の爲め玉川筋非常の山水で竹筒川の堰と取除さ  
れるに依り玉川上水々門口 障碍物充塞しらる爲め  
あるべしとて夫々配水の手配とせしむれ昨日の何  
程か増水しよりと云ふ

障碍飛越

ある朝敵と爲しらる馬と從來我國に用ひらる兵馬と  
其運動掛引の原餘程の相違あるよしにて其調教と  
天竺に供へらるる馬と 障碍飛越と爲し三メートル  
飛越の馬の至上にも頗る御酒思の体は造らせられ  
しと云ふ

幸田露伴『日ぐらし物語』「ねちくり博士」

障碍物

我に或朝偶然大真理と發見する程に於る事に出  
逢つたの事、丁度或朝少し後れて家と出る時、時向か  
倒より後れらるる距離しらの事、所々何事か障碍物  
無い廣野の道に道と真直にひらいて居る事、道  
と真直にひらいて居る事、早に到着する事、の事、若

障碍 無障碍

コト何故に輪の如く螺旋的運動とせるものと云ふの  
事、是非起る大疑問、僕、此疑問に向つて與ふる説  
明、身々ふるもの、曰く、**「最も障礙の少る運  
動の道は必らず螺旋的なり」と云ふの事、山々、一  
休運動の法則と論じて見れば、一歩より他歩まで、  
る、最近の物理学も、この通り、螺旋に纏つてゐるの事、**

く、**「向後といふのに、下段の側、所謂最も障  
礙の少るの螺旋的運動なり」と云ふ原則に反對してゐ  
るから、矢が鋭く飛ぶに、色々の原因もあるが先  
第一に螺旋規則に従ふから、故以上二ヶ條の原**

サ、**「此處が即ちおもしろい所、此處から天地萬物  
メナヤクは色々の形、然してあらはれて来るの  
事、切實曲線といふ教、無障礙の空間で試みに引  
のびして見れば、必ず螺旋とあるに相違ないの事、  
螺旋にあらあつた、環、すなわち、環と云ふして、**

障碍

○東京電信局 二十九日午前九時  
横濱長崎線日本橋大塚線東京神戶線東京大塚一巻  
線名古屋線以西障害あり東京大塚二巻三巻線名古屋  
線東にて橋樑地盤今試験中委細の後より

障碍

○東海鉄道障害に就き岡野氏の筆力 東海鉄道  
造るる豊洲浦厚間の鉄道線路に障害を生じらる由り  
前報の紙上にも記せしが折しも新茶の出廻り時、  
のみならず殊に米郵船マニヤニヤン號門昨六日夕積

障碍

○同じく積載の地震 横濱に於ても昨三日午前七  
時十分中々烈しき地震ありらるに、人々大に狼狽し  
戸外に駆け出しらる者も多かりしが震動は三分間程  
にて止みられ、別て障害のかりしと云ふ

明治26年11月26日 付録1面  
しやうがい  
障碍

各區に區別して送致し付せんとする由あるが之と聞  
ける從來の加蓋者の大に苦情を唱へ、是れを呼ばれた  
る積載に變更を来たす時、**送致上**の便と與ふる事  
少からざるし中止と請願せんと内々奔走中のも  
のゐる由あるも本省にて断然決行せる由

明治27年1月9日 付録1面  
しやうがい  
障碍

某電話加入者の位階並に榮耀の方法如何によりて  
書留りて少きことあり其一節を擧ぐれば彼の「**一**  
**一**」**一** 送致上の便と與ふる事少からざるし中止と請願せんと内々奔走中のも  
のゐる由あるも本省にて断然決行せる由

明治28年5月23日 朝刊5面  
しやうがい  
障碍

障の積載せし爲り格別損害と見ざるも小差り多  
少の障害を受けたる様様あり  
○送致上人のロンマ 神田區新橋區東區人一名

明治28年9月14日 朝刊2面  
しやうがい  
障碍

の意見と有し東京市の道路及び市區の改正未だ幾  
編せざる今日に於て右等の鉄道と盛衰する時、他  
日種々の障害を惹起し市民一般の不便と不幸と  
そに至るべしと云ひ居れる由にして古市土木技師

明治29年2月22日 朝刊2面  
しやうがい  
障碍

議會停頓の方針に付議々々議論し國民議會選出  
の決議案に於ても種々議論出で、府の議程の取  
りたる由あるが結局「我鉄道同志會」今日の境  
合如何なる障害に達するも、**送致上**の便と與ふる事  
少からざるし中止と請願せんと内々奔走中のも  
のゐる由あるも本省にて断然決行せる由

明治29年8月20日 朝刊5面  
しやうがい  
障碍

口信吉、**送致上**の障害ありて昨日埼玉縣廳へ出て主務  
省に向け該縣廳不認可の願書を提出せんとて上京  
したるよし其理由と申くに、**送致上**の障害あり

明治29年11月23日 朝刊6面  
しやうがい  
障碍  
障碍物競走

○大坂築港工事、**送致上**の障害ありて昨日埼玉縣廳へ出て主務  
省に向け該縣廳不認可の願書を提出せんとて上京  
したるよし其理由と申くに、**送致上**の障害あり

明治30年5月5日 朝刊3面  
しやうがい  
障碍

○大坂築港工事、**送致上**の障害ありて昨日埼玉縣廳へ出て主務  
省に向け該縣廳不認可の願書を提出せんとて上京  
したるよし其理由と申くに、**送致上**の障害あり

明治30年8月19日 朝刊3面  
しやうがい  
障碍  
一大障碍

○大坂築港工事、**送致上**の障害ありて昨日埼玉縣廳へ出て主務  
省に向け該縣廳不認可の願書を提出せんとて上京  
したるよし其理由と申くに、**送致上**の障害あり





明治34年10月22日 朝刊5面  
不通障害  
ふつうしやうがい

○東京電話交換局の注意 同局に  
てい最近で電話線が結ばれ不通障害も  
か或るが、交換手の取扱方に關し不審の聲ある  
る。是に當り又、書面を以て申付、さき  
加入者一般に通知し、又、電話交換機の番号に

明治34年12月14日 朝刊5面  
不通障害  
ふつうしやうがい

○電報の不通障害 注意  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の

明治35年1月31日 朝刊5面  
障害物  
しやうがい

○電報の不通障害 注意  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の

明治35年5月12日 朝刊2面  
障害  
しやうがい

世論概観  
▲電報の不通障害 注意  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の

明治36年5月13日 朝刊2面  
障害  
しやうがい

を示し何れも良好なる状態を呈せり左れ  
電報法に至りては頗る不完全にして且  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の  
電報の不通障害は、電報局の

明治36年6月26日 朝刊5面  
障害  
しやうがい

○英國の新國稅案と其影響 英國内各  
國稅案委員千五百名が本月二日  
國稅案委員千五百名が本月二日  
國稅案委員千五百名が本月二日  
國稅案委員千五百名が本月二日

明治36年8月15日 朝刊2面  
障害  
しやうがい

○小切手納税の障害 東京市に於ける  
小切手納税開始當初に、地位取扱上  
に於て不便あるべしとの感懐ありしも  
果し然らば、外、良好にして差したる不便を見る  
も、時に於ては、大障害を生じ、其實行上、障

明治37年1月14日 朝刊5面  
障礙  
しやうがい

一昨々日批准交換により有効となりたる日  
清條約に依り我邦の奉天及び大東港に領  
土を設けするの權利あるも實際に於て  
の駐兵若くは警備するものありて之れを  
行するに於て其障礙を生ずるものあり  
ども政府の運籌せしむる之れを決定する由にて

明治37年1月25日 朝刊2面  
障害  
しやうがい

○日露戦争の干渉を要するにあらざれば  
日露戦争の干渉を要するにあらざれば  
日露戦争の干渉を要するにあらざれば  
日露戦争の干渉を要するにあらざれば

## 法律における「障害者」等の使用例

昭和 4 年 4 月 1 日 救護法

第 1 条 四 「……………其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ヲ行フニ支障アル者」

昭和 19 年 2 月 15 日 厚生年金保険法（労働者年金保険法から名称を改正）

「障害年金及障害手当金」を使用

---

昭和 22 年 4 月 5 日 労働基準法

第 77 条 「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては…」

別表第 1 「身体障害等級」という用語が用いられる

昭和 22 年 11 月 30 日 職業安定法

第 26 条 「身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については」

昭和 24 年 5 月 20 日 職業安定法一部改正

第 26 条の次に条文が加えられ、その見出しとして「(身体障害者に対する職業補導)」という用語が用いられる

昭和 24 年 5 月 31 日 国立身体障害者更正指導所設置法

法律名に「身体障害者」という用語が用いられる

昭和 24 年 12 月 26 日 身体障害者福祉法

昭和 57 年 7 月 16 日 障害に関する用語の整理に関する法律

恩給法など 162 本の法律を一斉改正

しょうげ ウシヤ 【障礙・障碍】「名」(「げ」は「礙・碍」

の呉音) 仏語。ものごとの発生、持続などにあたってさまたげになること。転じて、悪魔、怨霊などが邪魔をすること。さわり。障害。\*本朝麗藻(1100か)下・近来播州書写山中(具平親王)「願身恨障礙多縁、未遂頂礼」\*今昔(1120頃か)四・一「天魔・外道、其れに依て障導を可成し」\*色葉字類抄(1178)「障礙 シャウケ」\*源平盛衰記(14C前)一八・龍神守三権心事「若し善根の衆生ありと云とも、魔王の為障導(シャウケ)せられて、所願成就の者有るべからず」\*羅葡日辞書(195)「Obsto(略)サマタグル、xógueno(シャウゲヲ)ナス、フセグ」\*浮世草子・新可笑記(1688)三・一「いかさま人にも化くべき有様皆々おそろしく、其まま捨て何の子細もなし。扱は此ほど申せし事此狐の障礙(シャウケ)ならんときたして」\*卍庵仮名法語(18C中か)「内外の諸魔便を失ひ、一切の障碍を離れ、善悪是非」\*談義本・根無草(1763-69)後・一「人のからだを仮初に、男色千人切の馬鹿を尽すも、皆此水虎(かっぱ)の亡魂の障礙(シャウケ)をなすとしられたり」\*読本・雨月物語(1776)白峯「これが報ひを虎狼の心に障化(シャウケ)して、信頼が隠謀にかたらはせしかば」\*法華經「譬喩品」見「諸子等安隱得レ出、皆於四衢道中露地而坐、無復障礙、其心泰然歡喜踊躍」【発音】シヨীগ【繪マシヨ】【辞書】色葉・伊京・明心・天正・饅頭・墨本・易林・日葡・書言・(ホ)・言海【表記】障礙(色・易・書・へ・言) 障碍(伊・明・天・饅・黒) 障導(易)

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七二年二月一日 日本国語大辞典第一版第一卷(全二〇卷)発行  
一九七九年十月二〇日 同 縮刷版第一卷(全二〇卷)発行  
二〇〇一年七月二〇日 同 第二版第七卷第一刷発行

編集 日本国語大辞典第二版編集委員会

小学館国語辞典編集部

発行所 株式会社 小学館

印刷 佐藤憲正  
図書印刷株式会社

発行所

株式会社 小学館

東京都千代田区一ツ橋二丁目二一

電話 編集 〇三三三三〇一五二七〇

制作 〇三三三三〇一五三三三

販売 〇三三三三〇一五七三九

郵便番号 一〇一八〇〇 振替 〇〇八〇一七〇〇

しやうげ ショウゲ【障碍・障礙】「障碍 シャウゲ」〔鰻頭屋本節用〕「障碍 シャウゲ」〔易林本節用〕 ■名・動サ変 妨げること。たたり。「天魔外道、其れに依りて障導を成すべし」〔今昔・四二〕「たとひ報謝の心をこそ存ぜず共、豈障導をなすべきや」〔平家・三御産〕「猶天魔の障碍シヤウゲも怖く、老耄すえに傾て余命浅灯に似りければ」〔地藏菩薩靈驗記・二〕「いつかしやうげなく、あたま・しきたいともにくるしき事なく、真のくつろぎにいたるべきや」〔こんてむつすむんぢ・三九〕「狐狸の化物、ちつとも障碍シヤウゲをなす事あたはず」〔武道張合大鑑・二二〕「これが報ひを虎狼の心に障化シヤウゲして」〔兩月・白峯〕 ■名 たたりをなすもの。魔障シヤウゲ（シヤウゲ）のもの。「庚申せでぬる誦文、しやうけらがねたとてきたかねぬものをねたれぞねぬぞねぬぞねたれぞ」〔袋草子・上〕

角川古語大辞典 第三卷

昭和六十二年九月十五日 初版発行  
 中村幸彦  
 岡見正雄 © Printed in Japan  
 阪倉篤雄  
 角川春樹  
 角川書店 株式会社角川書店  
 東京都千代田区富士見二丁目三十三番地電話一〇二二  
 電話 東京 (三三) 八五五二 (総務課)  
 (営業課) 八五二二  
 振替東京二一九五二〇八  
 印刷 地印印刷株式会社  
 製本 株式会社錦木製本所  
 本文用紙 二愛製紙株式会社  
 表紙用紙 クロスタック株式会社

角川・古語大辞典の著作権は、角川書店に帰属します。 ISBN-4-03-19304-4 0381

しやうげ【障碍】障害。さまざま。とくに、仏の悟りをうるための仏道修行の邪魔をするさわり。また、悪魔・怨霊などによるさまざま。\*法華義疏二・譬喩品「露地而坐、無二復障碍二」\*鑑の権三重帷子「いかなる天魔の障碍ぞや」

例文 仏教語大辞典

一九九七年三月一日 第一版第一刷発行  
 二〇〇四年十二月二十日 第二版第二刷発行

著者 石田 瑞 麿  
 発行者 佐藤 宏  
 印刷所 図書印刷株式会社  
 東京都港区高輪一丁目一三二一三  
 発行所 銚子 小学 館  
 東京都千代田区一ツ橋二丁目三二一  
 郵便番号 一〇一八〇〇一  
 振替 〇〇一八〇一〇〇〇  
 編集 (〇三) 三三三〇一五 一七〇  
 制作 (〇三) 三三三〇一五 三三三  
 販売 (〇三) 五二八一一三 五五五

しょうげ【障×礙・障×碍】<sup>ウツヤ</sup> 障害。妨げ。仏教では、悟りの障害となるものをいう。「最も」の少き運動の道は必ず「螺旋的なり」(露伴・日ぐらし物語)

### 大辞泉

一九九五年十二月一日 第一版第一刷発行

監修 松村明  
編集 小学館大辞泉編集部  
発行者 鈴木一  
印刷所 凸版印刷株式会社  
東京都台東区南一丁目一丁目  
発行所 株式会社 小学館  
東京都千代田区千代田一丁目一丁目  
【電話】03-5561-0101(編集部)03-5561-0100(総社)  
編集長 03(3)5561-0101 FAX 03(3)5561-0102  
制作 東京 03(3)5561-0101 FAX 03(3)5561-0102  
販売 東京 03(3)5561-0101 FAX 03(3)5561-0102

© SHOGAKUKAN 1995 Printed in Japan

しょうげ<sup>ウツヤ</sup>①【障×礙・障×碍】 妨げ。障害。しょうがい。「いかなる悪魔の—なるか」自由太刀余波鋭鋒遺逸

### 大辞林 第三版

二〇〇六年一〇月七日 第一刷発行  
一九八八年一月三日 初版発行  
一九九五年一月三日 第二版発行  
二〇〇六年一〇月七日 第三版発行

編者 松村明 (まらむら・あきし)  
三省堂編修所  
発行所 株式会社三省堂 代表者 八幡統厚  
印刷所 三省堂印刷株式会社  
発行所 株式会社三省堂  
〒三三八三 東京都千代田区新町二丁目十五番十四号  
電話 編集 03(3)330-9411  
営業 03(3)330-9411  
販売 03(3)330-9411 FAX 03(3)330-9412  
面談受付 03(3)330-9411 FAX 03(3)330-9412

しょうげ<sup>ウツヤ</sup>【障礙・障碍】 さまたげ。さわり。障害。今昔四「天魔・外道それによりて—をなすべし」

### 広辞苑第六版

一九五五年五月二五日 第一版第一刷発行  
一九六九年五月一六日 第二版第一刷発行  
一九七六年二月一日 第三版第一刷発行  
一九八三年二月六日 第四版第一刷発行  
一九九一年一月二五日 第五版第一刷発行  
一九九八年一月二日 第六版第一刷発行

編者 新村出  
著作権者 岩波書店  
発行所 岩波書店  
印刷所 北馬 義俊  
東京都千代田区一丁目一丁目  
電話 03-5621-0101 FAX 03-5621-0111  
http://www.iwananaka.jp/

Printed in Japan  
ISBN978-4-00-080121-8

## 障がい者制度改革推進本部の設置について

平成21年12月8日  
閣議決定

- 1 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。  
本部長 内閣総理大臣  
副本部長 内閣官房長官  
          内閣府特命担当大臣（障害者施策）  
本部長 他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部（以下「旧本部」という。）は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。